

参議院本会議 平成 30 年 5 月 25 日(金曜日)

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

消費者契約法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

(中略)

---

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。太田房江君。

〔太田房江君登壇、拍手〕

○太田房江君 自由民主党の太田房江です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました消費者契約法の一部を改正する法律案について、福井消費者担当大臣に質問いたします。

平成十三年に消費者契約法が施行されてから十七年、その間も、政府においては、平成二十年に消費者行政担当大臣を設置、平成二十一年には消費者庁を発足させ、消費者行政の強化を図ってまいりました。

消費者行政が、製品や事業ごとに所管が多数の省庁にまたがる中、消費者事故などに素早く、かつ強力に対応するために、横串を刺した一元化が必要であったからです。

消費者庁の創設は、当時の福田康夫総理の強い思いが実を結んだものです。当時は、国民から熱気を持って迎えられたと記憶をしておりますし、私も旧通産省で消費者行政を担当していた経験もあり、消費者庁の発足に大いに期待をいたしたところであります。

そこで、消費者庁は、消費者を取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、消費者行政全般の推進に向けて今後どのように取り組んで行かれるのか、まずはその姿勢についてお聞かせください。

近年、社会生活上の経験が乏しい消費者を狙って、過大な不安をあおったり、消費者が

勧誘を行う者に対して恋愛感情を抱いていることなどに乗じたりする不当な勧誘行為が目につきます。このような事情から、今回の法改正では、いわゆる困惑類型として、不安をおおる告知や恋愛感情等に乗じた人間関係を濫用して社会生活上の経験不足を不当に利用する行為を追加しております。

現在、成年年齢を十八歳に引き下げる民法改正案が国会において審議されています。十八歳から二十歳までの方々は、現行法では未成年を理由に契約を取り消すことができたが、成年年齢引下げにより、この年齢層の方々は未成年を理由にした取消しができなくなります。このため、契約について経験が乏しい十八歳から二十歳までの方々が狙われ、消費者トラブルに巻き込まれるのではないかと懸念が指摘をされています。

この追加された困惑類型のターゲットは、若年層だけではありません。再雇用や健康などに不安を覚える方も不当な勧誘行為の対象になるおそれがあります。

今回の改正により追加される不当な勧誘行為は取消しの対象となりますが、あわせて、消費者側にもトラブルに巻き込まれないような教育等を徹底させることも必要だと考えます。

そこで、今回追加される困惑類型による消費者トラブルを効果的に防ぐためには、高齢者の方々はもちろんとして、成年年齢が引き下げられる年齢層の方々を含むあらゆる世代の方々にその危険性を理解してもらう必要があると考えます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

次に、今回の改正案では、不利益事実の不告知について、現行では故意とされている要件を、故意又は重大な過失に改めます。

例えば、分譲マンションの販売時に、事業者が、日照、眺望の良さを説明しつつ、隣地にその日照、眺望を妨げる建物が建つことを告げないで売ったことが不利益事実の不告知に該当する可能性がある、このような事例として理解されます。

しかし、故意はまだしも重過失については、どのような事例が当たるのかという限界事例については、消費者はもちろん、事業者もなかなか分からないと思います。

消費者庁においては、消費者側はもちろん、事業を所管する官庁や事業者と連携しながら、どのような事例が故意又は重過失に当たっているのかという判断が適切にできるよう周知を図ることが大切だと考えますが、どのように取り組んでいかれるおつもりでしょうか、お尋ねをいたします。

現行法においても、当社は一切の損害賠償責任を負いませんという事業者の損害賠償

責任を免除する条項、いかなる場合にも契約は解除できませんという事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項は無効です。

今回の改正案では、さらに、事業者が自らの責任の有無や消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する条項、これも無効化されることとなります。これにより、当社が過失のあることを認めた場合に限りと契約書に書いてある場合がありますが、これを消費者の泣き寝入りの原因にする、こういう事例、減っていくということを期待しております。

しかし、今回の法改正を知らない消費者に悪質な事業者が無理を迫るトラブルが続くことも懸念されています。損害賠償免責条項や解除権放棄条項について、どのような契約においてどのような条項が無効になるのか、消費者に分かりやすく例示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

今回の改正案により、昨今問題となっております不当な勧誘行為を取り消したり、不当な契約条項を無効にしたりすることができるようになることは大きな前進です。同時に、消費者全般を同様の誘惑行為から守るためには、消費者庁と業所管官庁とが連携をして適切な指導、監督、処分などを行うことも必要だと考えます。

その点から、消費者庁と事業所管官庁との情報共有や連携した調査などが求められていると思います。ネガティブ情報の公開などと同時に、事業者の前向きな改善姿勢、これらを公開することで、結果的に消費者側と業界側双方にプラスとなるのではないのでしょうか。

そこで、不当な勧誘行為等があった事業者の情報共有のために、消費者庁と事業所管官庁が車の両輪となって一層の連携を進める中で消費者トラブルの回避や解決が進むことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか、伺いたします。

最後に、今回の改正法の施行期日について伺います。

消費者の保護という観点からは迅速な施行が求められていると思いますが、一方、事業者側から見ますと、体制の整備や従業員教育などに十分な準備期間が必要という声があります。特に今回は、消費者の後見等を理由とする契約解除を不当条項とするものも含まれており、現在、この条項を含めた契約書を使っている業界団体などへの周知徹底を図るためには、ある程度の期間は必要だと思います。

そこで、改めて、消費者保護の立場と事業者の側の準備期間の確保という双方のバランスから、今回の施行までの期間の考え方を分かりやすく御教示ください。

また、施行を待たずとも、不当な勧誘行為と思われる事案についてはどのように適切な対

応をしていられるつもりでしょうか。

消費者問題がその時代の状況を反映して変化することを踏まえ、是非、消費者担当大臣、消費者庁には、引き続いて、時代の流れを的確に把握し、しっかりと消費者行政に取り組んでいただきますようお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣福井照君登壇、拍手〕

○国務大臣(福井照君) 太田議員にお答えをいたします。

消費者庁等の取組についてお尋ねがございました。

国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、現内閣の最も重要な方針の一つでございます。消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現することは、そのために不可欠なものと考えております。このため、地方消費者行政の充実強化、制度の整備とその円滑な運用、所管法令の厳正な執行などにしっかりと取り組んでまいります。

これらの施策の実施に当たっては、消費者担当大臣である私の下、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの緊密な連携を図り、それぞれの役割を最大限発揮させながら、消費者の安全、安心の確保に全力を尽くしてまいり所存でございます。

困惑類型による消費者トラブルを効果的に防ぐことにつきましてお尋ねがございました。

高齢者の消費者被害につきましては、消費者ホットライン、一八八の周知や見守りネットワークの設置促進により、高齢者を消費生活センター等に円滑につなげるための環境整備が重要でございます。

また、本法案の衆議院における修正では、加齢等による判断力の低下に付け込む事業者の行為が取消し権の対象に追加をされました。

さらに、消費者庁及び国民生活センターは、引き続き適切なタイミングで様々なトピックを取り上げ、具体的な相談事例や消費者へのアドバイスなどを公表し、あらゆる世代の消費者が消費者トラブルに巻き込まれないよう注意喚起を行ってまいります。

不利益事実の不告知についてお尋ねがございました。

本法案の成立後、故意や重過失に当たる具体的な事例を始め、本法案の内容につきまして、事例を用いながら、逐条解説等で分かりやすい説明を徹底してまいります。

その際には、消費者、消費者団体のみならず、関係省庁とも連携し、事業者、事業者団

体へも周知を徹底してまいります。

事業者が自分の責任を自ら決める条項についてお尋ねがございました。

本法案の成立後、どのような条項が無効になるかなど、本法案の内容につきまして積極的に周知徹底を図ります。

その際には、説明資料や事例集を作成して、その中で、例えば、当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとしますといった契約条項は無効となることを例示するなど、消費者に対して分かりやすい説明に努めてまいります。

消費者行政機関等や事業を所管する行政機関の一層の連携につきましてお尋ねがございました。

消費者庁は、所管法令に基づき、いわゆる不当な勧誘行為を行った事業者の情報も含め、消費者被害の情報に関し様々な行政機関等から随時情報提供を受けております。また、個別の事件調査において関係行政機関等と連携を取ったり、消費者被害の情報に関し意見交換等を行ったりしているところでございます。

今後とも、消費者被害の発生や拡大の防止のため、様々な事業を所管する行政機関等との一層の連携強化に努めてまいりたいと思っております。

施行までの期間の考え方等についてお尋ねがございました。

消費者保護の立場からは迅速な施行が求められます。他方、円滑な施行に向けては、本法案を十分に周知し、事業者の方々には不当な勧誘をしないようにしていただくことも必要なことから、本法案は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することといたしております。

また、施行期日前にありましても、法に定める不当な勧誘行為がなされませんよう、しっかりと周知徹底をしてまいり所存でございます。

以上でございます。(拍手)